

答申個第45号

平成27年1月28日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成27年2月20日付け行コ第14号
広報担当者が謝罪した記録文書の不存在による非開示決定事案（諮問個第52号）
- (2) 平成27年3月20日付け行コ第22号
市長への手紙に対する回答の不存在による非開示決定事案（諮問個第64号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関の行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の個人情報の開示を請求した。個人情報開示請求書に書かれている請求内容は、おおむね以下のとおりである。

ア 平成26年10月21日付け請求（以下「本件請求1」という。）

(ア) a 西京区の市民窓口課長が戸籍のミスの中で京都地方法務局へH25.7に謝罪に来ました（私と局の課長も同席しました。）。

b 公報室の担当者が先日10/17に内部の記録に基づいて謝罪していると私に説明されました（市民窓口課長もH26/10 携帯で謝罪したと明言されました。）

c 核心部分 (1)条件のんだ受付ミス（H23.6.10発生）、(2)隠し玉再製に失敗（H24.7発生）、(3)暴言発言（H23.11.1発生）その他を謝った由
その記録文書

(イ) 平成24年4月以降の異議申立人に関する全ての書類

イ 平成26年11月26日付け請求（以下「本件請求2」という。）

京都市長名回答（H25/2/18）

- (2) 実施機関は、本件請求1のうち(ア) bに係る文書（以下「本件公文書1」という。）及び本件請求2に係る文書（以下「本件公文書2」という。）を作成及び取得していないとして、条例第19条第2項の規定により、個人情報の不存在による非開示決定処分を、平成26年11月11日付け及び平成26年12月16日付けで、それぞれ異議申立人に通知した（以下それぞれ「本件処分1」及び「本件処分2」という。）。

なお、本件請求1の(ア) a, c及び(イ)については、平成26年11月11日付けで請求に係る公文書65件について開示決定を行っている。

- (3) 異議申立人は、本件処分1については平成27年1月13日に、本件処分2については平成27年2月18日付けで処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件各処分取消しを求めるというものである。

4 審査会における審議の方法

本件各異議申立ては、いずれも、実施機関のコンプライアンス推進室が請求に係る公文書に係る事務を所管していないことを理由に保有していないとする不存在による非開示決定に係るものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

5 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

ア 本件公文書1について

(ア) 本件文書の概要

異議申立人が請求している公文書は、異議申立人に対し、平成26年10月17日に総合企画局市長公室広報担当（以下「広報担当」という。）の担当者が説明した内容及び平成26年10月に西京区役所区民部市民窓口課長（以下「市民窓口課長」という。）が携帯電話で謝罪した内容が分かる記録文書である。

(イ) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

本件公文書については、広報担当又は西京区役所区民部市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）において作成する公文書であり、コンプライアンス推進室が作成するものではない。

また、コンプライアンス推進室は、広報担当又は市民窓口課から本件公文書を收受していない。

よって、コンプライアンス推進室は、本件公文書を作成及び收受しておらず、これを保有していない。

イ 本件公文書2について

(ア) 本件文書の概要

異議申立人が請求している公文書は、「京都市長名回答（H25/2/18）」である。

(イ) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

本件公文書については、西京区役所及び広報担当において作成する公文書であり、コンプライアンス推進室が作成するものではない。

また、コンプライアンス推進室に本件公文書は保存されておらず、西京区役所又は

広報担当からは取得していない。

よって、コンプライアンス推進室は、本件公文書を作成及び取得しておらず、これを保有していない。

- (ウ) 異議申立人が請求している京都市長名回答（H25/2/18）については、これまで、西京区役所及び広報担当への個人情報開示請求に対し、繰り返し開示を行っている。

そうすると、本件請求は、審査会から受けた答申個第26号により、権利の濫用として却下し得る繰り返し請求に当たるものであると考えられる。

- (2) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

6 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件公文書1について

「罪」を謝っていると犯人グループが引継文書に基づき明言されました。

特に公表係であるコンプラの担当者が罪を謝ったと公言されました。核心を謝ったと説明されました。

決め手は公報室の彼が「法務局で謝罪した記録がある」と私に言ったからです（H26.10.21請求書より）。

私は謝罪文を何枚も持っていますが、H26.10.21（3-3）に明記して特定しています。

西京区の市民窓口課長が戸籍のミスで京都地方法務局へH25.7に謝罪に来ました。この日のこと（謝罪のため、公務で出張した）記録文書が欲しいのです。コンプラ室？で一瞬私は見た。

- (2) 本件公文書2について

H26.12.26京都市指令行コ第22号で条件のんだ役所の非認めた文書の決定書を開示して頂きました。当然のことです。

京都市長名の回答（H25.2.18）にも条件誤飲は説明不足扱いとしてその非を認め謝罪しています。この回答を私はコンプラの部屋で見せて頂きました。「存在します」開示して下さい。

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

異議申立人が請求している文書は、整理すると次のとおりである。

ア 本件公文書1について

異議申立人が求めている文書は、個人情報開示請求書及び異議申立書の内容から、異議申立人が除籍の文字の訂正に関して、市民窓口課に苦情を申し出た件に関連して、西京区役所が法務局で謝罪していることを広報担当の担当者が内部の記録により確認している（市民窓口課長も携帯電話で謝罪したと認めている）、その謝罪の記録文書であると認められる。

異議申立人は、コンプライアンス推進室で見たと主張している。

イ 本件公文書2について

異議申立人が求めている文書は、個人情報開示請求書の内容から、異議申立人が除籍の文字の訂正に関して、市民窓口課に苦情を申し出た件に関連して提出した、市長への手紙に対する京都市長名回答（H25/2/18）であると認められる。

異議申立人は、コンプライアンス推進室で見せてもらったと主張している。

(2) 本件処分について

ア 「市長への手紙」制度及びコンプライアンス推進室で見たとの異議申立人の主張について、実施機関に説明及び意見を求めたところ、次のとおり説明があった

「市長への手紙」は、市民から京都市への意見、要望等を「市長への手紙」という形で受け、当該意見、要望等に係る事務を所管する担当課が回答案を作成し、返答する制度である。広報担当が受付をし、担当課に回付するため、制度上、広報担当と担当課しか、その内容を把握していない。

異議申立人は、度々自分の主張を記載した書類等を持ち込んでおり、このことから、自分でコンプライアンス推進室に持ち込んだものの中に本件公文書が入っているのを見て当該主張をしている可能性もあるが、いずれにしてもコンプライアンス推進室は保有していない。

イ 本件公文書1は、西京区役所の法務局での謝罪について広報担当が内部の記録に基づいて説明している、その記録文書というものであり、コンプライアンス推進室が保有している合理的理由がない。本件公文書2は、市民窓口課に苦情を申し出た件に関連して異議申立人が出した「市長への手紙」に対する回答であり、コンプライアンス推進室は本件苦情に係る事務の直接の当事者ではなく、異議申立人からの市長への手紙に対する回答を作成する立場にはない。

したがって、本件公文書1及び本件公文書2を作成又は取得していないとする実施機関の説明は不合理とは言えず、また、他に本件請求を満たす公文書が存在すると判断するに足る事実も見いだせない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

(1) 諮問個第52号

平成27年 2月20日 諮問

3月20日 実施機関からの理由説明書の提出

5月20日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第2回会議）

11月26日 審議（平成27年度第8回会議）

平成28年 1月28日 審議（平成27年度第10回会議）

(2) 諮問個第64号

平成27年 3月20日 諮問

4月20日 実施機関からの理由説明書の提出

5月20日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第2回会議）

11月26日 審議（平成27年度第8回会議）

平成28年 1月28日 審議（平成27年度第10回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）